

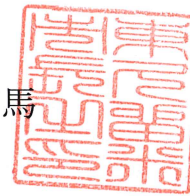
許 可 証

東京都八王子市館町468番地の2
株式会社 完山金属
代表取締役 完山 一範

令和4年3月24日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第29条の規定により、下記のように許可する。

令和4年4月1日

東久留米市長 富田 竜馬



記

- | | |
|---------------|--|
| 1. 収集、運搬、処分の別 | 収集及び運搬 |
| 2. 区 域 | 東久留米市内 |
| 3. 一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物 |
| 4. 期 限 | 令和6年3月31日 |
| 5. 条 件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例並びに関係法令等を遵守すること。 |